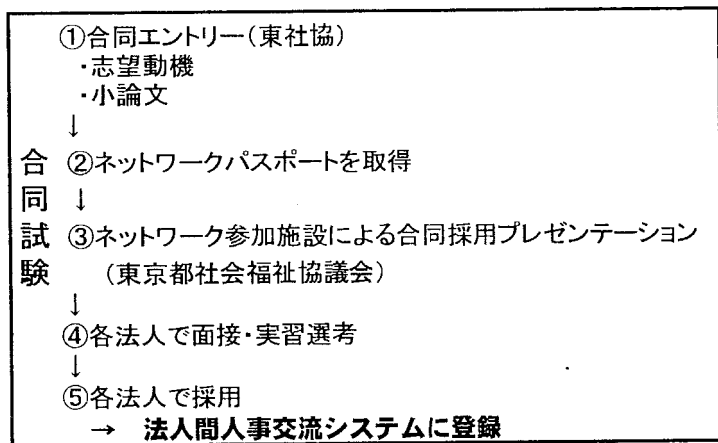


東京都社会福祉協議会の「福祉人材確保ネットワーク事業」

東京都社会福祉協議会では、都内の福祉施設のネットワークを活用した人材確保や人事交流の事業を実施している（平成19年度に試行的に実施。20年度から本格実施。）

福祉の仕事を目指す方



他の採用職員と一緒に合同研修(東社協)

採用4年目(3年経過後)以降、ネットワーク参加法人間の人事交流(転籍または在籍出向)ができる。
(東社協が希望を聞いて調整)

参加法人の募集

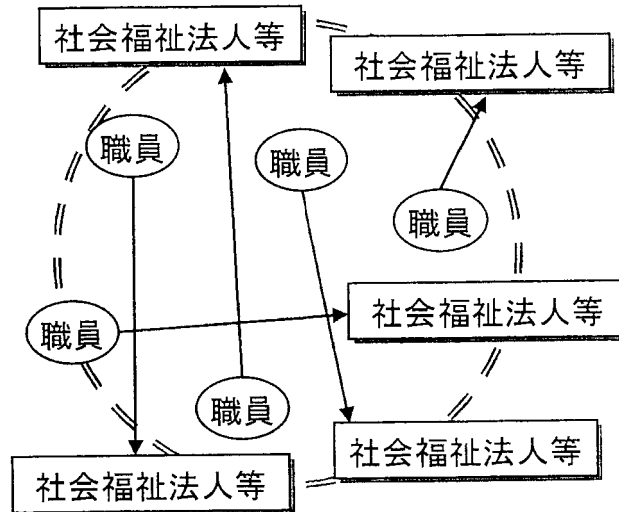
参加法人に一定の条件を設定

- ・給与水準、退職金等
- ・サービス評価の受審、苦情解決の取組み等

法人間人事交流システムに参加し、併せて勤務内容や運営内容の向上に取り組む

法人間人事交流制度

東京都社会福祉協議会
○法人間の人事交流システムを運営。
○職員希望と法人希望を調整。



- (1) 各法人だけでは人材確保が困難な中、ネットワークを活用することで福祉職場の魅力をアピールし、福祉人材の掘り起こしが可能になる。
- (2) 施設間のネットワークを活用することで、研修や人事交流が促進される。
- (3) 様々な法人を経験することが可能になり、福祉施設等職員のキャリアアップの支援になる。
- (4) 法人運営等に積極的に取り組む施設の参加の拡大を図ることにより、勤務条件や施設経営の向上に資する。

4 福利厚生センター加入状況

都道府県別加入状況（平成19年3月末日現在）

都道府県	法人加入状況		
	総数	加入数	加入率(%)
北海道	830	117	14.1%
青森	502	65	12.9%
岩手	295	67	22.7%
宮城	212	47	22.2%
秋田	199	78	39.2%
山形	210	91	43.3%
福島	254	92	36.2%
茨城	454	109	24.0%
栃木	306	87	28.4%
群馬	460	100	21.7%
埼玉	675	143	21.2%
千葉	531	62	11.7%
東京	898	266	29.6%
神奈川	676	51	7.5%
新潟	380	58	15.3%
富山	187	91	48.7%
石川	275	58	21.1%
福井	207	42	20.3%
山梨	217	32	14.7%
長野	320	60	18.8%
岐阜	267	93	34.8%
静岡	415	144	34.7%
愛知	580	83	14.3%
三重	272	155	57.0%
滋賀	237	77	32.5%
京都	418	80	19.1%
大阪	1,050	93	8.9%
兵庫	716	90	12.6%
奈良	195	42	21.5%
和歌山	204	44	21.6%
鳥取	108	19	17.6%
島根	241	33	13.7%
岡山	328	76	23.2%
広島	410	130	31.7%
山口	291	69	23.7%
徳島	156	98	62.8%
香川	175	79	45.1%
愛媛	201	61	30.3%
高知	158	43	27.2%
福岡	1,037	147	14.2%
佐賀	223	34	15.2%
長崎	482	83	17.2%
熊本	606	93	15.3%
大分	294	72	24.5%
宮崎	364	77	21.2%
鹿児島	554	66	11.9%
沖縄	342	127	37.1%
合計	18,412	3,924	21.3%

5 福利厚生事業の年度別事業展開

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (検討予定)
事業の創設	<ul style="list-style-type: none"> ①ネットで学べる学習サイト「ソウェル学天」をスタート(会員の利用料無料) ②メンタルヘルス講習会(東京)の開催 ③福祉住環境コーディネーター通信教育の割引 ④アップル製品優待販売 	<ul style="list-style-type: none"> ①ガン保険を新規提供 ②ハウスクリーニング「おそうじ本舗」の割引 ③「三洋堂」の海外土産の割引 ④ジュエリー販売「アイプリモ」の店頭利用割引 	
事業の拡充・改善	<ul style="list-style-type: none"> ①住宅ローン提携先「みずほ銀行」の金利の拡充(既存の0.1%の優遇を1.0%の優遇に拡充) ②資格取得記念品贈呈事業の対象資格に「幼稚園教諭(二種免許)」を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ①健康生活用品給付事業の改善(品物の全面的な見直し。17品目→30品目) ②リゾート施設の拡充(優待料金で利用できるリゾート施設を追加) リゾートソリューション(91ヶ所) ラフォーレ倶楽部(13ヶ所)との提携 ③宿泊施設「東急ホテルズ」の割引率のアップ(53か所 10%→20%へ) ④提携ゴルフ場の拡大 「ライフサポート倶楽部」と「ラフォーレ倶楽部」 ⑤「出産」及び「入学」お祝品贈呈事業の改善 ⑥メンタルヘルス講習会を拡充開催(東京・大阪) 	<ul style="list-style-type: none"> ①指定保養所の拡大(厚生年金・国民年金の宿泊施設の代替となる施設を検討) ②入学お祝品贈呈事業の範囲拡大「高校入学」を検討
事務手続等の改善	<ul style="list-style-type: none"> ①携帯電話でのフリーダイヤルの開設 	<ul style="list-style-type: none"> ①生活習慣病予防健診事業の事務手続きの簡素化 ②会員向けハンドブックの毎年発行化 ③業務受託団体(地方事務局)への支援の強化(ノウハウの提供、情報交換等を行う) 	

6 福利厚生センター地方事務局一覧

平成19年12月1日

地方事務局名	〒	所在地	TEL	担当課名
北海道民間社会福祉事業職員共済会	060-0002	札幌市中央区北2条西7丁目 北海道立道民活動センター4F	011-251-3828	福利課
青森県社会福祉協議会	030-0822	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ2F	017-723-1391	経営部
岩手県社会福祉協議会	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手	019-637-4466	総務課
宮城県民間社会福祉振興会	980-0014	仙台市青葉区本町2-9-8 本町ビル2階	022-227-5535	
秋田県民間社会事業福利協会	010-0922	秋田市旭北栄町1-5	018-864-2703	
山形県民間社会福祉事業振興会	990-0021	山形市小白川町2-3-31	023-642-2155	総務部
福島県社会福祉協議会	960-8141	福島市渡利字七社宮111	024-523-1251	総務企画課
茨城県社会福祉協議会	310-8586	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2F	029-241-1133	福祉事業部
栃木県社会福祉協議会	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-643-5622	福祉人材・研修センター
群馬県社会福祉協議会	371-8525	前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター6F	027-255-6600	人材育成グループ
埼玉県社会福祉事業共助会	330-0075	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ3F	048-831-7547	
千葉県社会福祉事業共助会	260-0026	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内	043-245-1729	
東京都社会福祉協議会	162-8953	新宿区神楽河岸1-1	03-3268-7175	福祉部
神奈川県福利協会	221-0844	横浜市神奈川区沢渡4-2	045-311-8738	
新潟県社会福祉協議会	950-8575	新潟市上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3F	025-281-5520	福祉人材課
富山県社会福祉協議会	930-0094	富山市安住町5-21サンプラザとやま3F	076-432-2959	福祉サービス支援課
石川県社会福祉協議会	920-8557	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館	076-224-1212	総務管理課
福井県社会福祉協議会	910-8516	福井市光陽2-3-22	0776-24-2339	総務企画課
山梨県社会福祉協議会	400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4F	055-254-8610	総務課
長野県社会福祉協議会	380-0928	長野市若里7-1-7	026-226-4126	総務企画課
岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉会館	058-275-5508	総務課
静岡県社会福祉協議会	420-8670	静岡市葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館	054-254-5231	団体支援課
愛知県民間社会福祉事業職員共済会	460-0002	名古屋市中区丸の内2-4-7	052-232-1359	施設福祉部
三重県社会福祉事業職員共済会	514-0003	津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館	059-226-1130	
滋賀県民間社会福祉事業職員共済会	520-0044	大津市京町4-3-28 厚生会館1F	077-524-0261	
京都府民間社会福祉施設職員共済会	604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375 京都府立総合社会福祉会館7F	075-252-5888	
大阪民間社会福祉事業従事者共済会	542-0012	大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2F	06-6768-8144	総務課
兵庫県社会福祉協議会	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-18 兵庫県福祉センター内	078-242-4633	福祉事業部
奈良県社会福祉協議会	634-0061	橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター	0744-29-0100	総務管理課
和歌山県社会福祉協議会	640-8545	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビック愛	073-435-5222	総務企画部
鳥取県社会福祉協議会	689-0201	鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター	0857-59-6336	福祉人材部
島根県民間社会福祉事業従事者互助会	690-0011	松江市東津田町1741-3いさいきプラザ島根	0852-32-5970	総務部
岡山県社会福祉協議会	700-0807	岡山市南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館(きらめきプラザ)	086-226-2827	総務企画部
広島県民間社会福祉事業従事者互助会	732-0816	広島市南区比治山本町12-2	082-254-3423	総務企画課
山口県健康福祉財団	753-0814	山口市吉敷下東3-1-1 山口県総合保健会館	083-925-2404	共済課
徳島県民間福祉施設職員共済会	770-0943	徳島市中昭和町1-2 県立総合福祉センター	088-622-9199	
香川県社会福祉協議会	760-0017	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター内	087-861-5611	施設福祉課
愛媛県社会福祉協議会	790-8553	松山市持田町3-8-15	089-921-8344	総務企画班
高知県社会福祉協議会	780-8567	高知市朝倉戊375-1 ふくし交流プラザ4F	088-844-4600	総務・生活資金課
福岡県社会福祉協議会	816-0804	春日市原町3-1-7 クローバープラザ2階	092-584-3330	福祉人材・情報部 人材・情報課
佐賀県社会福祉協議会	840-0021	佐賀市鬼丸町7-18	0952-28-3406	福祉人材・研修センター
長崎県社会福祉協議会	852-8555	長崎市茂里町3-24	095-846-8600	施設団体課
熊本県社会福祉協議会	860-0842	熊本市南千反畑町3-7	096-324-5462	施設福祉課
大分県社会福祉協議会	870-0161	大分市明野東3-4-1 大分県社会福祉介護研修センター	097-552-6888	社会福祉介護研修センター
宮崎県社会福祉協議会	880-8515	宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター	0985-22-3145	総務企画部
鹿児島県社会福祉協議会	890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7	099-256-6767	福祉人材・研修センター
沖縄県社会福祉協議会	903-8603	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター	098-882-5703	福祉人材・研修センター

7 福祉経営塾の概要

2008/2/1 日本社会事業大学
(社大プレスリリースシリーズ No.4)

不足する福祉経営のプロの育成に新たな取り組みを開始

—日本社会事業大学専門職大学院が「福祉経営塾」を開講—

日本社会事業大学専門職大学院では、2008年5月より、現職の中堅職員を対象とした「福祉経営塾」を開講いたします。

《福祉経営のミドルマネジメントを中心に》

2006年8月、厚生労働省と社会福祉施設経営者協議会を中心とした、社会福祉法人経営研究会は、新たな時代における福祉経営の確立に向けて社会福祉法人のあり方をまとめました。その中で行政は、施設整備中心から質重視に変わるべきとし、これまで制度化されてきた新たな公的サービスは、質の高い事業者の実践(=質の高い福祉経営)から生み出されたものと評価しました。また、2007年8月に「福祉人材確保指針」を改定。労働環境の整備、キャリアアップの仕組みなど、人材確保や経営者・関係団体の役割といった内容が示されました。

このような背景の中、根本的な経営改革が課題であり、それを担う中堅人材の育成が不可欠であります。福祉ビジネスマネジメントコースを置き、既に人材育成に乗り出している本学専門職大学院としても、その教育内容をいっそう深化させ、有為な人材に学びの場を提供するため、財務、労務管理、リスクマネジメント、政策・制度まで総合的な経営ノウハウを学ぶことができる「福祉経営塾」を開講することとしました。

《福祉経営塾の概要》

- 対 象： 主として首都圏の社会福祉法人に所属する中堅職員
- 日時等： 2008年5月～7月
毎週木・金 18:30～21:40、全40時限(予定)
- 会 場： 学校法人日本社会事業大学 文京キャンパス(文京社会福祉専門学校)
(東京都文京区小石川5-10-12)
- 受講費： 200,000円
- 内 容： 基礎編(22時限)、応用編(18時限)の計40時限
(カリキュラムの詳細は裏面をご参照ください)

お問い合わせ先

日本社会事業大学専門職大学院
佐々木(ささき)

〒204-8555 東京都清瀬市竹丘3-1-30
電話 042-496-3105 FAX 042-496-3101
HP : <http://www.jcsw.ac.jp>

「福祉経営塾」カリキュラム

基礎編（22 時限）

オリエンテーション・社会福祉法人経営の全体像

アカウンティング・ファイナンス基礎

- ① 財務諸表の成り立ちの基礎
- ② 社福の会計ルール
- ③ 社福の財務諸表・指標の読み方
- ④ 資金調達、借入の実務
- ⑤ 福祉簿記の特徴と概要
- ⑥ 税務

ヒューマン・リソース・マネジメント基礎

- ① 評価と給与制度の考え方
- ② 採用と教育
- ③ 労働法規の基礎、就業規則等
- ④ 動機づけ、リーダーシップ

運営論基礎

- ① コンプライアンス、ガバナンス
- ② リスクマネジメントの実際、実務
- ③ 事業計画、事業報告の意義、作り方

制度論基礎

- ① 介護保険、介護報酬制度論
- ② 自立支援法、自立支援給付費制度論

応用編（18 時限）

思考法、発想法

- ① ケースメソッド（意思決定、法人継承、リスクマネジメント、ケアの考え方）
- ② 写真キャプション法

応用実務

- ① コンサルタントの使い方
- ② 法人経営のリスクマネジメント
- ③ 自職場プレゼンテーション（分析、事業計画書づくり等）

先進事例論

応用制度論

- ① 制度・政策の実態・状況

平成20年度 社会福祉研修実施計画(案) (委託・国庫補助事業)

課程名	目的	対象者	実施回数	受講定員	開催日数	開催期間	申込締切日及び 申込書提出先	
国の委託事業	1 社会福祉士主任資格認定 通信課程 (公務員)	社会福祉士主任として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉士主任の任用資格を取得させる。	都道府県又は市町村の職員で、社会福祉事業に従事している者	1回	2,000人	1年 〔面接授業4日〕	①20.6.16(月)～6.19(木) ②20.7.28(月)～7.31(木) ③20.7.10(木)～7.13(日) ④20.8.6(水)～8.9(土) ⑤20.7.24(木)～7.27(日) ⑥20.8.10(日)～8.13(水) ※上記、①～⑥のうち指定された1回を受講	20.4.1(火) 社会福祉研修主管部まで
	2 社会福祉施設長資格認定 講習課程 (公立施設長)	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育により、必要な資格を取得させる。	公立施設の施設長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的な要件を満たしていない者	1回	300人	1年 〔面接授業5日〕	①20.6.20(金)～6.24(火) ②20.11.14(金)～11.18(火) ③20.8.1(金)～8.5(火) ④20.11.29(土)～12.3(水) ⑤20.9.13(土)～9.17(水) ⑥20.12.4(木)～12.8(月) ⑦20.10.8(水)～10.12(日) ⑧20.12.11(木)～12.15(月) ※民間施設長の面接授業と同時に実施 ※上記、①～⑧のうち指定された1回を受講	20.4.1(火) 社会福祉研修主管部まで
	3 社会福祉法人経営者研修課程	社会福祉法人の経営者として必要な法人・施設運営に関する専門的知識及び技術を修得させる。	社会福祉法人の役員及び法人の経営に携わる者	2回	各200人	3日	【経営管理コース】 20.5.9(金)～5.11(日) 【人事管理コース】 20.5.11(日)～5.13(火)	20.4.11(金) 20.4.11(金) 中央福祉学院まで
	4 社会福祉施設長等サービス管理 研修課程	社会福祉施設の長等として必要な利用者サービスの管理・評価に関する専門的知識及び技術を修得させる。	社会福祉施設の長等	2回	200人	3日	①20.6.17(火)～6.19(木) ②20.12.18(木)～12.19(金) 20.6.25(木)～6.27(金) 20.9.28(日)～9.30(火) ①20.6.25(木)～6.27(金) ②20.7.28(月)～7.30(水) 20.8.25(月)～27日(水)	20.5.12(月) 20.11.7(金) 20.5.19(月) 20.8.21(木) ①5.19(月)、②6.23(月) 20.7.18(金) 中央福祉学院まで
			(1)高齢者支援コース ①介護保険制度(第1回) ②認知症介護・高齢者虐待防止(第2回)	2回	200人	2日		
			(2)スキルアップコース ①マネジメントスキルアップ ②人材育成スキルアップ	2回	各200人	各3日		
(3)障害者自立支援コース (4)子育て・次世代育成支援コース			2回 1回	各50人 100人	各3日 3日			
5 介護福祉士養成実習施設実習 指導者特別研修課程	介護福祉士養成カリキュラムの「介護実習」を指導する社会福祉施設等の実習指導者に対して必要な専門的知識及び教育方法を修得させる。	実習施設の実習指導者	2回	各40人	4日	①20.11.11(火)～11.14(金) ②21.1.22(木)～1.25(日)	①20.10.6(月) ②20.12.15(月) 中央福祉学院まで	
6 社会福祉士養成実習施設実習 指導者特別研修課程	社会福祉施設等で実施される「社会福祉援助技術現場実習」の実習指導者として必要な、教育方法及び指導方法を修得する。	実習施設の実習指導者	2回	各40人	3日	①20.10.31(金)～11.2(日) ②21.2.27(金)～3.1(日)	①20.8.29(金) ②20.12.26(金) 中央福祉学院まで	
国の補助事業	1 児童福祉司資格認定 通信課程	児童福祉司として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、児童福祉法に定める児童福祉司の任用資格を取得させる。	都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市の職員及び児童福祉法第10条第1項に規定する業務に携わる市町村の職員で、学校教育法第52条による4年制大学を卒業した者、又は平成20年3月卒業見込みの者	1回	200人	1年 〔面接授業5日〕	20.10.3(金)～10.7(火)	20.4.1(火) 社会福祉研修主管部まで
	2 社会福祉施設指導職員特別 研修課程	福祉サービスに従事する指導的職員(主任等)に対して、専門的観点から指導・助言を行うスーパーバイザーとしての能力の向上を図る。	社会福祉施設における主任相談職員、主任介護職員等指導的職員 (1)主任介護職員コース (2)主任相談職員コース	1回 1回	120人 120人	3日 3日	【主任介護職員コース】 21.2.27(金)～3.1(日) 【主任相談職員コース】 21.1.29(木)～1.31(土)	21.1.9(金) 20.12.22(月) 中央福祉学院まで
	3 「福祉職員生涯研修課程」 指導者養成研修課程	中央福祉学院が開発した「福祉職員生涯研修課程・標準研修プログラム」に基づいた研修会を、各県社会福祉研修実施機関が実施する際に必要な指導者を養成する。	各都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関が推薦する「福祉職員生涯研修課程」による研修指導予定者及び研修指導経験者	1回	50人	4日	20.4.11(金)～4.13(日)	別途「実施要綱」にて通知する。

※都合により変更する場合があります。

9 平成20年度社会福祉研修の開催期間、受講申込期限一覧(案)

(1) 全国社会福祉協議会中央福祉学院において実施する研修

ア 都道府県・指定都市・中核市を經由して受講申込みを行う研修会

研 修 会 名	開 催 期 間	受 講 申 込 期 限	
		受講申込者 → 研修主管部	研修主管部 → 中央福祉学院
社会福祉主事資格認定通信課程	20.4.1 ～21.3.31	20.4.1	20.4.8
社会福祉施設長資格認定講習課程	20.4.1 ～21.3.31	20.4.1	20.4.8
児童福祉司資格認定通信課程	20.4.1 ～21.3.31	20.4.1	20.4.8

イ 全社協中央福祉学院に直接受講申込みを行う研修会

研 修 会 名	開 催 期 間	受講申込期限
社会福祉法人経営者研修課程(経営管理コース)	20.5.9 ～20.5.11	20.4.11
社会福祉法人経営者研修課程(人事管理コース)	20.5.11 ～20.5.13	20.4.11
社会福祉施設長等サービス管理研修課程(高齢者支援コース第1回)	20.6.17～20.6.19	20.5.12
社会福祉施設長等サービス管理研修課程(高齢者支援コース第2回)	20.12.18 ～20.12.19	20.11.7
社会福祉施設長サービス管理研修課程(マネジメントスキルアップ)	20.6.25 ～20.6.27	20.5.19
社会福祉施設長サービス管理研修課程(人材育成スキルアップ)	20.9.28 ～20.9.30	20.8.21
社会福祉施設長サービス管理研修課程(障害者自立支援コース第1回)	20.6.25 ～20.6.27	20.5.19
社会福祉施設長サービス管理研修課程(障害者自立支援コース第2回)	20.7.28 ～20.7.30	20.6.23
社会福祉施設長サービス管理研修課程(子育て・次世代育成支援コース)	20.8.25 ～20.8.27	20.7.18
介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程(第1回)	20.11.11 ～20.11.14	20.10.6
介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程(第2回)	21.1.22 ～21.1.25	20.12.15
社会福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程(第1回)	20.10.31 ～20.11.2	20.8.29
社会福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程(第2回)	21.2.27～21.3.1	21.1.6
社会福祉施設指導職員特別研修課程(主任介護職員コース)	21.2.27～21.3.1	21.1.9
社会福祉施設指導職員特別研修課程(主任相談職員コース)	21.1.29 ～21.1.31	20.12.22
「福祉職員生涯研修課程」指導者養成研修課程	20.4.11 ～20.4.13	20.3.27

(注)1 社会福祉主事資格認定通信課程、社会福祉施設長資格認定講習課程、児童福祉司資格認定通信課程の面接授業日程については、それぞれの学習指導書等により受講者に通知する。

(注)2 児童福祉司資格認定通信課程については、各都道府県・指定都市により取りまとめを行う。なお中核市内の受講申込者については、当該都道府県を經由して受講申込みを行う。

(2) 国立保健医療科学院において実施する研修

<p>申込期限及び提出先</p> <p>↓</p> <p>研 修 名</p>	<p>受講申込書の提出期限</p> <p>↓</p> <p>受講申込者</p> <p>↓</p> <p>社会福祉研修主管部（局）長</p>	<p>受講申込書及び受講希望者 連名簿の提出期限</p> <p>↓</p> <p>社会福祉研修主管部（局）長</p> <p>↓</p> <p>国立保健医療科学院長</p>
<p>(1) 都道府県・指定都市・中核市</p> <p>指導監督職員研修</p> <p>① 社会福祉法人・老人福祉施設担当（第1回）</p> <p style="text-align: right;">（第2回）</p> <p>② 社会福祉法人・児童福祉施設担当</p> <p>③ 社会福祉法人・障害者福祉施設担当</p> <p>④ 生活保護担当</p> <p>(2) 福祉事務所新任所長研修</p> <p>(3) 福祉事務所新任査察指導員研修</p> <p>(4) 児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司 合同研修</p>	<p>平成20年 4月12日（金）</p> <p>平成20年 4月12日（金）</p> <p>平成20年 5月 9日（金）</p> <p>平成20年 5月 2日（金）</p> <p>平成20年 7月11日（金）</p> <p>平成20年 5月23日（金）</p> <p>平成20年 5月16日（金）</p> <p>平成20年 9月12日（金）</p>	<p>平成20年 4月18日（金）</p> <p>平成20年 4月18日（金）</p> <p>平成20年 5月16日（金）</p> <p>平成20年 5月 9日（金）</p> <p>平成20年 7月18日（金）</p> <p>平成20年 5月30日（金）</p> <p>平成20年 5月23日（金）</p> <p>平成20年 9月26日（金）</p>

介護福祉士・社会福祉士制度の改正について

[社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年制定、昭和63年度施行)により創設された名称独占の国家資格]

改正の背景

近年の介護・福祉ニーズの多様化・高度化に対応し、人材の確保・資質の向上を図ることが求められている。

- 介護保険制度の導入や障害者自立支援法の制定等により、認知症の介護など従来の身体介護にとどまらない新たな介護サービスへの対応が求められている。
- 介護保険制度、障害者支援費制度等の利用者がサービスを選択できる制度を導入したことに伴い、サービスの利用支援、成年後見、権利擁護等の新しい相談援助の業務が拡大してきている。

改正のポイント

- 1 介護福祉士の行う「介護」を「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」に改めるなど、定義規定を見直す。
- 2 個人の尊厳の保持、認知症等の心身の状況に応じた介護、福祉サービス提供者、医師等の保健医療サービス提供者等との連携等について新たに規定するなど、義務規定を見直す。
- 3 資質の向上を図るため、すべての者は一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという形で、介護福祉士の資格取得方法を一元化する。
福祉現場における高い実践力を有する社会福祉士を養成するための資格取得方法の見直しを行う。
- 4 社会福祉士の任用・活用の促進を図る。

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案の概要

1 定義規定の見直し

- ① 介護福祉士の業務:「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」に改正する。
- ② 社会福祉士の業務: 福祉サービスを提供する者又は医師等の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡・調整を明確化する。

2 義務規定の見直し

- ① 個人の尊厳を保持し、その有する能力・適性に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実に業務を行わなければならない。
- ② 介護福祉士は 認知症等の心身の状況等に応じ、社会福祉士は 地域に即した創意と工夫を行い、業務を行わなければならない。
- ③ サービスが総合的かつ適切に提供されるよう、福祉サービス提供者、医師等の保健医療サービス提供者その他の関係者との連携を保たなければならない。
- ④ 資格取得後も、社会福祉・介護を取り巻く環境の変化に適應するため、知識・技能の向上に努めなければならない。

施行期日・経過措置

公布日: 定義規定・義務規定の見直し、社会福祉士の任用資格としての位置付けの拡大(1、2及び4②)

平成21年4月1日: 介護福祉士の教育内容の充実、社会福祉士の資格取得方法の見直し(3②・④及び4①)

平成24年4月1日: 介護福祉士の資格取得方法の見直し(3①・③) * 平成25年1月試験から実施

【経過措置】(福祉系高校関係)

- 教育内容の充実が困難な福祉系高校について、平成21年度から平成25年度までの入学者に限り、現行程度の課程を卒業した後に9月以上の実務経験を経た場合に、国家試験の受験資格を付与。

3 資格取得方法の見直し

【介護福祉士】

- ① 「養成施設」卒業者は、資格を取得するためには、新たに国家試験を受験する仕組みとする。
- ② 「福祉系高校」について、教科目・時間数だけでなく新たに教員要件、教科目の内容等にも基準を課すとともに、文部科学大臣・厚生労働大臣の指導監督に服する仕組みとする。
- ③ 「実務経験」(3年以上)に加え、新たに6月以上の養成課程(通信等)を経た上で国家試験を受験する仕組みとする。

【社会福祉士】

- ④ 「行政職」経験に加え、新たに6月以上の養成課程を経た上で国家試験を受験する仕組みとする。

4 社会福祉士の任用・活用の促進

- ① 社会福祉主事養成課程を修了後、2年以上の実務経験を有し6月以上の養成課程を経たものに、新たに国家試験の受験資格を付与する。
- ② 身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等の任用資格として、社会福祉士を位置付ける。

【経過措置】(介護福祉士関係)

- 養成施設を卒業した者は、当分の間、准介護福祉士の名称を用いることができることとする。
- * 日比経済連携協定に基づく養成施設コースのフィリピン人にも適用

【参議院での法案修正(附則第9条の検討規定に追加)】

「政府は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に関する日本国政府とフィリピン共和国政府の間の協議の状況を勘案し、この法律の公布後5年を目途として、准介護福祉士の制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

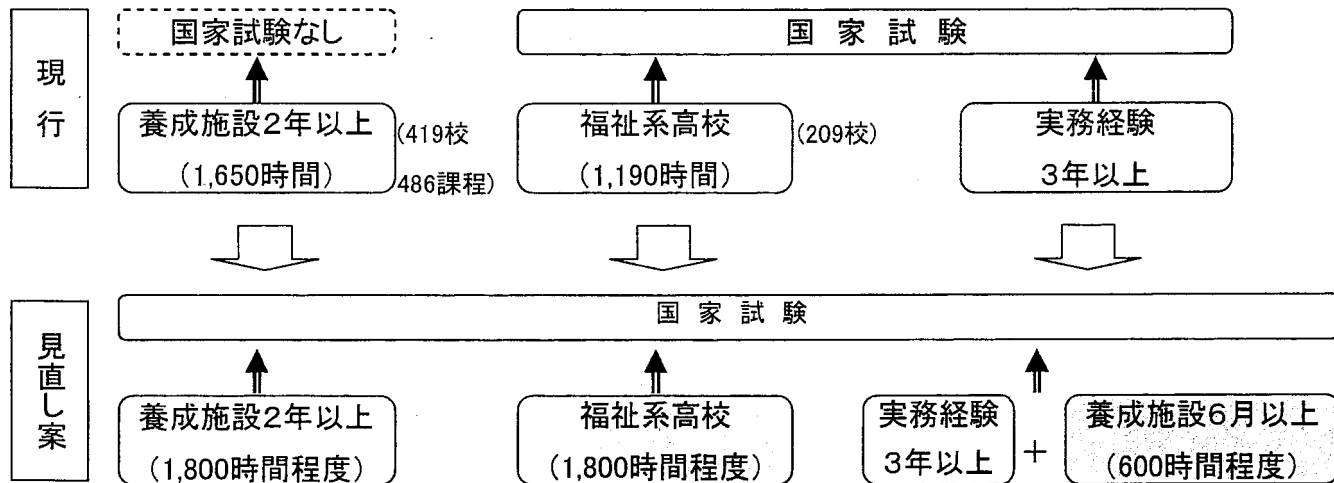
介護福祉士

介護保険サービスで就労する介護職員のうち、施設で約4割、在宅で約2割が介護福祉士であるなど、介護を支えるマンパワーとして中核的な存在(累計資格取得者数:約63.9万人:平成19年7月末現在)。

養成施設ルート

福祉系高校ルート

実務経験ルート



【参考】現行の資格取得者数等の状況

	平成19年度資格取得者	これまでの資格取得者数の累計
養成施設ルート	約1.9万人(約20%)	約22.4万人(約35%)
福祉系高校ルート	約0.5万人(約5%)	
実務経験ルート	約6.9万人(約74%)	
合計	約9.3万人	約63.9万人

*平成19年の国家試験の状況

受験者数 約14.6万人
合格者数 約7.4万人
(合格率約50%)

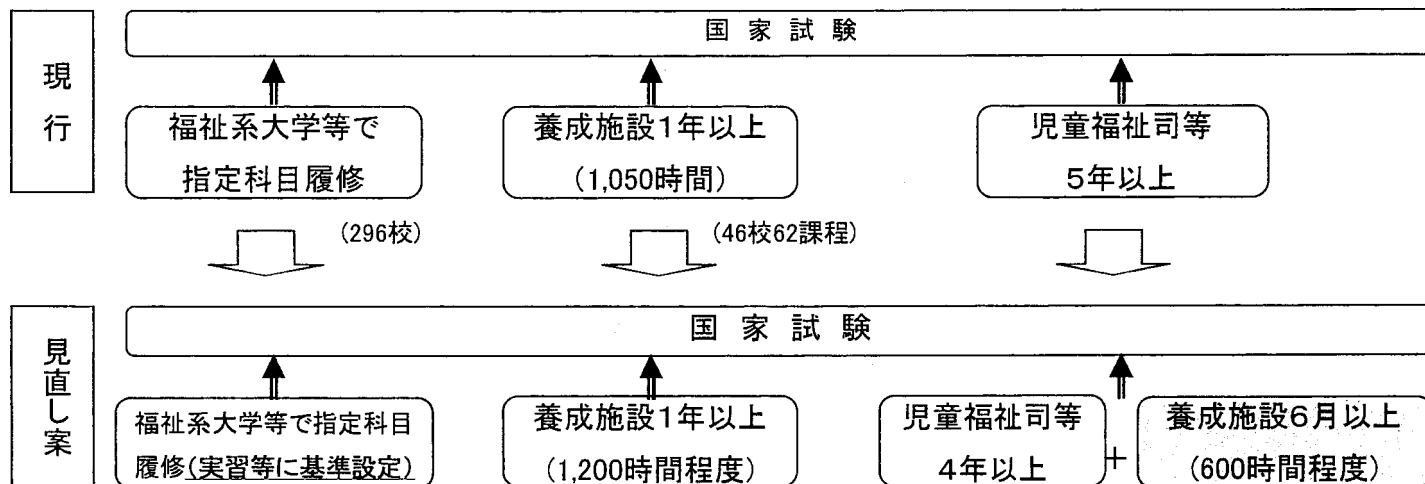
社会福祉士

福祉に関する相談援助を行う者として、社会福祉施設等、社会福祉協議会等、医療機関、行政機関などが主な就労先となっているが、任用・活用の状況は低調(累計資格取得者数:約9.5万人:平成19年7月末現在)。

福祉系大学等ルート

養成施設ルート

行政職ルート



【参考】現行の資格取得者数等の状況

	平成19年度資格取得者
福祉系大学等ルート	約0.8万人(約65%)
一般養成施設ルート	約0.4万人(約35%)
行政職ルート	41人(約0%)
合計	約1.2万人

*平成19年の国家試験の状況

受験者数 約4.5万人
合格者数 約1.2万人
(合格率約27%)

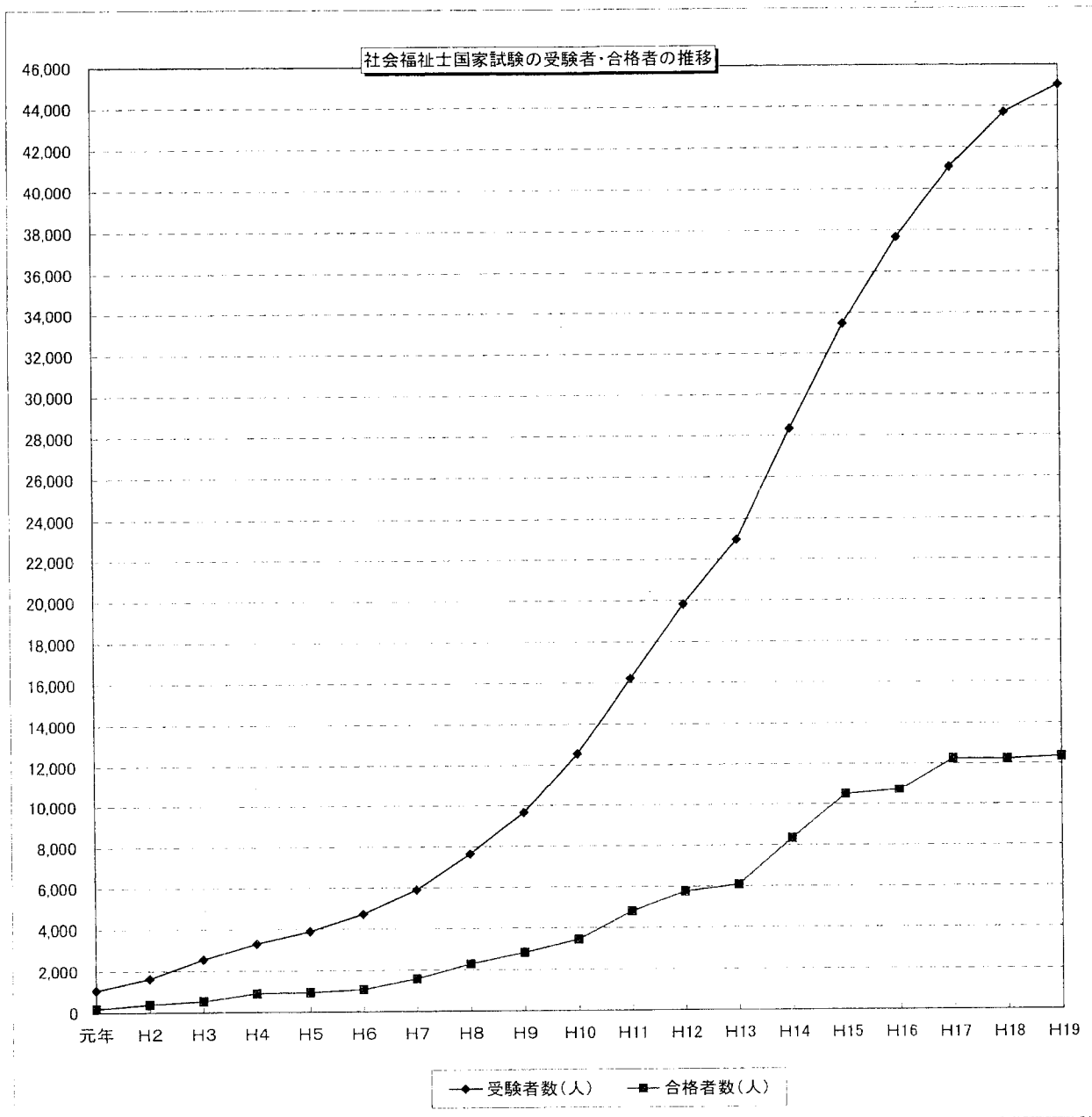
参議院厚生労働委員会における附帯決議(平成19年4月26日)

- 一、介護福祉士の資質の向上を図るための教育カリキュラム等の見直しに当たっては、養成施設ルート、福祉系高校ルート及び実務経験ルートのそれぞれにおいて、同等の水準の知識及び技能が担保されるよう措置すること。また、本改正による介護福祉士の資格取得方法の見直しに併せて、介護報酬の見直しなど制度面を含めて介護福祉士の社会的評価に見合う処遇の確保につながる施策の推進に努めること。
- 二、介護労働の魅力を高めるため、雇用管理や労働条件の改善の促進、生涯を通じた能力開発及びキャリアアップの支援、潜在マンパワーの就業促進等の実効性ある介護労働力確保対策を総合的に推進すること。
- 三、介護職員の任用については、介護福祉士を基本とすることを念頭に置きつつ、介護福祉士への円滑な移行を促進するため、その施策の在り方を十分検討すること。
- 四、准介護福祉士の仕組みは、フィリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、介護福祉士制度の見直し後の介護福祉士の受入れの在り方について早急にフィリピン側と調整を行う等の対応を行い、その結果を踏まえ、速やかに介護福祉士への統一化を図ること。
- 五、実務経験ルートに新たに課される六月以上の養成課程について、働きながら学ぶ者の負担軽減に配慮し、通信課程を認めるほか、教育訓練給付の対象となるように基準の設定を行うこと。
- 六、厚生労働省令において介護福祉士の資格取得ルートを規定するに当たっては、法律上の資格取得ルートとの間で、教育内容及び実務経験の水準の均衡に配慮すること。また、今後、介護サービスの担い手の養成に係る新たな仕組みを設けるに当たっては、現在の資格制度との関係について十分検討を行い、現場が混乱に陥ることのないようにすること。
- 七、社会的援助のニーズが増大していることにかんがみ、重度の認知症や障害を持つ者等への対応、サービス管理等の分野において、より専門的対応ができる人材を育成するため、専門社会福祉士及び専門介護福祉士の仕組みについて、早急に検討を行うこと。また、介護福祉士をはじめ、関連分野専門職が社会福祉士となるための必要な履修認定等について検討すること。
- 八、社会福祉士及び介護福祉士の国家試験の在り方について、専門家による検討の場を設け、必要な知識及び技能を総合的に評価できるような内容となっているかどうかについて検証を行うこと。
- 九、社会福祉士の任用・活用の拡大については、今回の改正事項の実効性を高めるため、関係機関に対し周知徹底を図ること。

衆議院厚生労働委員会における附帯決議(平成19年11月2日)

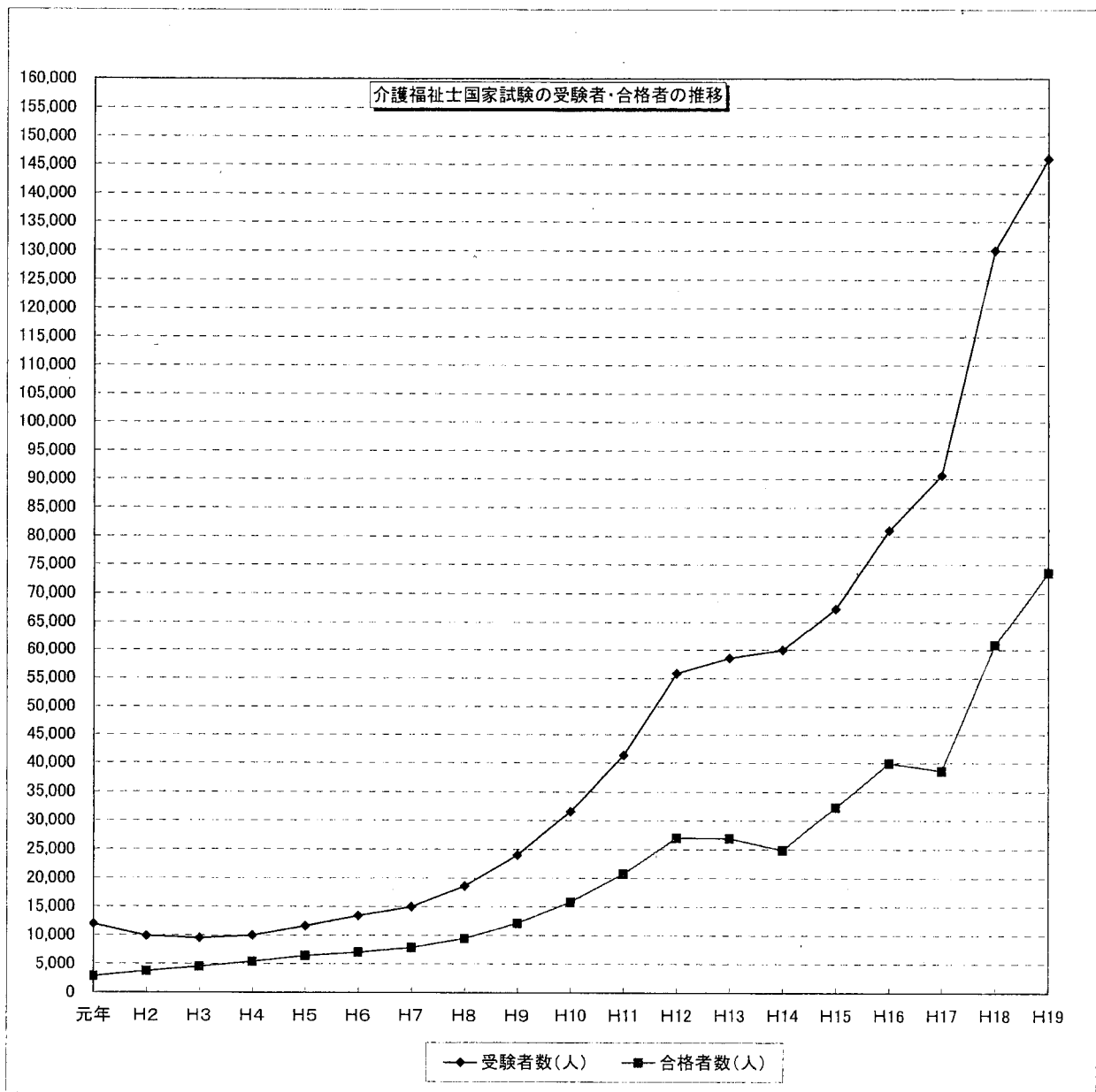
- 一、介護福祉士の資質の向上を図るため、教育カリキュラム等の見直しに当たっては、養成施設ルート、福祉系高校ルート及び実務経験ルートのそれぞれにおいて、同等の水準の知識及び技能が担保されるよう措置すること。
- 二、社会福祉士及び介護福祉士の社会的評価に見合う処遇の確保を図るため、介護報酬の見直しなど介護保険事業の充実等に努めるとともに、国籍などを理由として介護福祉士の賃金、労働条件などに差別的取扱いが生じないよう、監督・指導を行うこと。
- 三、福祉・介護労働の魅力を高めるため、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」に基づく施策として、社会福祉士及び介護福祉士の雇用管理や労働条件の改善の促進、生涯を通じた能力開発及びキャリアアップの支援、潜在マンパワーの就業促進等の実効性ある福祉・介護労働力確保対策を総合的に推進すること。
- 四、介護職員の任用については、介護福祉士を基本とすることを念頭に置きつつ、介護福祉士への円滑な移行を促進するため、その施策の在り方を十分検討すること。
- 五、社会福祉士の任用・活用の拡大については、今回の改正事項の実効性を高めるため、都道府県及び市区町村の福祉に関する事務所職員への社会福祉士の登用の促進策の在り方について十分検討すること。また、社会福祉施設の長、生活指導員等についても、社会福祉士の任用を促進するよう周知徹底を図ること。
- 六、実務経験ルートに新たに課される六月以上の養成課程について、働きながら学ぶ者の負担軽減に配慮し、通信課程を認めるほか、教育訓練給付の対象となるように基準の設定を行うこと。
- 七、厚生労働省令において介護福祉士の資格取得ルートを規定するに当たっては、法律上の資格取得ルートとの間で、教育内容及び実務経験の水準の均衡に配慮すること。また、今後、介護サービスの担い手の養成に係る新たな仕組みを設けるに当たっては、現在の資格制度との関係について十分検討を行い、現場が混乱に陥ることのないようにすること。
- 八、社会的援助を必要とする者が増加していることにかんがみ、重度の認知症や障害を持つ者等への対応、サービス管理等の分野において、より専門的対応ができる人材を育成するため、専門社会福祉士及び専門介護福祉士の仕組みについて、早急に検討を行うこと。また、介護福祉士をはじめ、関連分野専門職が社会福祉士となるための必要な履修認定等について検討すること。
- 九、社会福祉士及び介護福祉士の国家試験の在り方について、専門家による検討の場を設け、必要な知識及び技能を総合的に評価できるような内容となっているかどうかについて検証を行うこと。
- 十、社会福祉士の資質の向上を図るため、教育カリキュラム等の見直しに当たっては、効果的な実習が行われるよう実習指導体制の充実に十分配慮すること。
- 十一、司法・教育・労働・保健医療等の分野における社会福祉的課題の重要性にかんがみ、これらの分野への社会福祉士の職域拡大に努めること。

11 社会福祉士及び介護福祉士国家試験の受験者・合格者の推移等



	元年	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
受験者数(人)	1,033	1,617	2,565	3,309	3,886	4,698	5,887	7,633	9,649	12,535	16,206	19,812	22,962	28,329	33,452	37,657	41,044	43,701	45,022
合格者数(人)	180	378	528	874	924	1,049	1,560	2,291	2,832	3,460	4,774	5,749	6,074	8,343	10,501	10,733	12,241	12,222	12,345
合格率(%)	17.4	23.4	20.6	26.4	23.8	22.3	26.5	30.0	29.4	27.6	29.5	29.0	26.5	29.5	31.4	28.5	29.8	28.0	27.4

* 総計 受験者数 340,997人 合格者数 97,058人 合格率 28.5%



	元年	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
受験者数(人)	11,973	9,868	9,516	9,987	11,628	13,402	14,982	18,544	23,977	31,567	41,325	55,853	58,517	59,943	67,363	81,008	90,602	130,034	145,946
合格者数(人)	2,782	3,664	4,498	5,379	6,402	7,041	7,845	9,450	12,163	15,819	20,758	26,973	26,862	24,845	32,319	39,938	38,576	60,910	73,606
合格率(%)	23.2	37.1	47.3	53.9	55.1	52.5	52.4	51.0	50.7	50.1	50.2	48.3	45.9	41.4	48.0	49.3	42.6	46.8	50.4

* 総計 受験者数 886,035人 合格者数 419,830人 合格率 47.4%